

古田史学の会・東海

平成30年

東 海 の 古 代

第214号 2018年6月

会長 : 竹内 強 副会長・発行 : 林 伸禧
編集 : 石田敬一 投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp
HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

卑彌呼の冢 その2

名古屋市

石田泉城

1 はじめに

卑彌呼の冢について、『三國志』烏丸鮮卑東夷傳倭人条（以下『魏志』倭人伝と表示）に次のとおり記されています。

卑彌呼以死，大作冢，徑百餘步，狗葬者奴婢百餘人。

（中華書局版『三國志』魏書、烏丸鮮卑東夷傳、857頁）

卑彌呼、以て死す。大いに冢を作ること、徑百余歩。狗葬する者、奴婢百余人。

（読みは筆者による。以下同じ）

この卑彌呼の冢の「徑」や「百余歩」について、当会報誌213号で、それぞれ『三國志』魏書から2例を示しながら、「徑」は円の直径をあらわしており前方後円墳の円墳部分と捉える考えは大いに問題であるとするとともに、「百余歩」については、魏で使われていた「歩」が「短歩」より「長歩」の可能性が高いと推察し、「徑百余歩」は150m程度の円墳が妥当としました。さらに北部九州の古墳の殉葬者数を比較すると、必ずしも「冢」が小さいとはいえないとして、卑彌呼の冢はもっと面的に広がりがあると結論づけたところです。

しかし、考古学者の笠井新也（1884-1956年）は、箸墓古墳を卑彌呼の冢であると提唱し、これが根強い通説となっています。そこであらためてこの笠井説の内容を確認し批判します。

2 三世紀の畿内と九州

笠井新也は、「卑彌呼時代に於ける畿内と九州との文化的並に政治的關係」において、その論考の頭のほうで次のように記します。

さて然らば当代に於ける九州と畿内との關係は如何かといふに、余は当代に於いて既に九州地方は文化的にも政治的にも、畿内乃至大和朝廷の支配を受けてゐたものと信ずる、少なくとも両者間に密接な關係があつたことを信ずるのである。

（『考古学雑誌』13-7、大正12年）

要するに、笠井の基本認識は、畿内の大和朝廷が中心で、九州は文化的にも政治的にも畿内にある朝廷の支配を受けていたとするものです。私も九州と畿内とは関連するところがあると思いますが、畿内が九州を一方的に支配する関係であるとは思いません。むしろ九州が文化水準にしても政治的支配力にしても、優位であったろうと思います。中国や朝鮮半島との交流において、九州は先進的な情報や技術を早く獲得できる場所に位置する有利さがあります。

また、同書の終わりのほうで次のように記されます。

されば魏志乃至その他の漢人が、当時我が畿内地方までは来なかつたとしても、少なくとも九州北部の各地に来往したことが明らかである以上、大和朝廷乃至大和朝廷を中心とする一大国家の存在を知らず、これに関する何等の知識を有せず、何等の見聞を有しなかつたといふが如きことは到底あり得べからざることといふべきである。而して若し彼等にして我が朝廷乃至国家に就いて相当の見聞を有し、知識を有するとすれば、さしも記載の詳細に力めてゐる彼の倭人伝にそれらの材料が応用されない筈はないのである。

笠井は、漢人が一大国家の大和朝廷を知らないはずがないとされます。これに関して、『魏志』倭人伝には、次のとおり倭國（九州）から海を渡った東の方に国があり倭種であったと記されていますので、漢人は東方にある倭種の国の存在を知っていたと思います。

女王國東渡海千餘里，復有國，皆倭種。

ただし、その倭種の国がただちに大和朝廷であるかどうかは、この記事だけでは断定できませんが、少なくとも東方には倭種の国があると知っていたことに間違いはありません。その東のほうにある国は中国との交流がなかったので、中国にとっては関心がなく詳細は記されていないということでしょう。

『魏志』倭人伝の時代には、中国は中華思想によって自らの国を世界の中心にある国として「中国」と称し、中国の周囲の異民族については文化程度の低い東夷・西戎・北狄・南蛮として卑しめ、それらの辺境の国の人々を蛮族いわゆる野蛮人とします。倭のことが書かれている記事そのものが、『三國志』の魏書の烏丸鮮卑東夷傳にあることをもってしても、中華思想からみれば、倭は東夷の蛮族の国になるのです。

古代の中国は、冊封体制の政策により、中国の皇帝に朝貢してきた倭（九州王朝）については、倭の君主等に官号や爵位などを与え君臣関係を結び倭國を統治させるものの、中国の年号の使用など従属関係を強めます。中華思想からすると、倭は中国の従属国になるわけです。

笠井のいう大和朝廷は、近畿天皇家一元史観からすれば「一大国家」であったとしても、東の方にある国の一つであり、東夷の中でもとりわけ、中国文明の行き届かない「化外之地」ということになるのでしょう。笠井がいうほど、中国側にとっては大和朝廷は重要ではないのです。一方で大和朝廷にとって、中国の冊封体制に組み込まれているかどうかは重要なことではありません。また『魏志』倭人伝に明確な記載があるかどうかも問題ではなく、それらは大和朝廷の実在性を否定するものではありません。むしろ三世紀において、大和朝廷は中華思想に組み込まない国であったということなのです。

私は、三世紀に大和朝廷が日本列島を支配していたとする一元史観は、あたらないように思います。三世紀にはすでに近畿が中心で、日本列島の他の地域はほぼ近畿王朝の支配下にあったとするのは、吉野ヶ里遺跡（1986年調査開始）や荒神谷遺跡（1983年調査開始）などの遺跡の存在と相容れません。

笠井説などの一元史観に対して、古田武彦（1926～2015年）は、古代の日本列島は多元国家であり、九州にも近畿にも王朝があったとする考え方を示しました。その上で中国か

ら観た倭國は九州王朝を指しているとされます。

中国史書の記事にあるように三世紀の朝鮮半島も中国大陆も、いくつかの国に分かれており、その状況を考えると、日本列島においても、朝鮮半島などと同様にいくつかの国が並立する状況であったことが想定されますから、この古田説は大いに妥当性があります。古田説の全てが正しいとは思いませんが、古代の日本に関する、こうした古田の基本認識は的確であると思います。

3 笠井説の根本的な問題

笠井新也は、邪馬臺國の分析から着手して「邪馬臺国は大和である」（『考古学雑誌』1922年）とした上で、「卑弥呼の冢墓と箸墓」（『考古学雑誌』1942年）において卑弥呼を倭迹迹日百襲姫に比定し、卑弥呼の墓は奈良県桜井市の箸墓古墳であるとの説を提唱しました。

笠井が邪馬壹國を大和とする理由は、①大和と邪馬臺の語音一致、②繁栄した遺跡の存在、③行路・行程の一致の3点を掲げています。しかし、①原文は邪馬臺（やまだい）ではなく邪馬壹（やまいち）であり語音は不一致であること、②遺跡は全国に存在し近畿だけを繁栄地とするのはあたらないこと、③『魏志』倭人伝の行路・行程は邪馬壹國が九州北部に位置することを示しており、笠井説の根拠はいずれも誤りと考えられます。とりわけ邪馬壹國、投馬國の比定については自分勝手な原文改定を行って自分の説が正しいとする我田引水の最たるものであり全くよろしくありません。

笠井説では、その大前提となる邪馬壹國の場所を比定するのに、『魏志』倭人伝に記述されている帯方郡から女王國までの距離1万2千余里の記事を無視しています。

自郡至女王國萬二千餘里。

帯方郡より女王國に至るに1万2千余里

（中華書局版『三國志』、855頁）

次のとおり朝鮮半島内の行程が7千余里で、朝鮮半島から九州に到達するまで小計3千余里ですから、合わせて1万余里、1万2千余里から差し引きした残り2千余里で女王國に至ります。

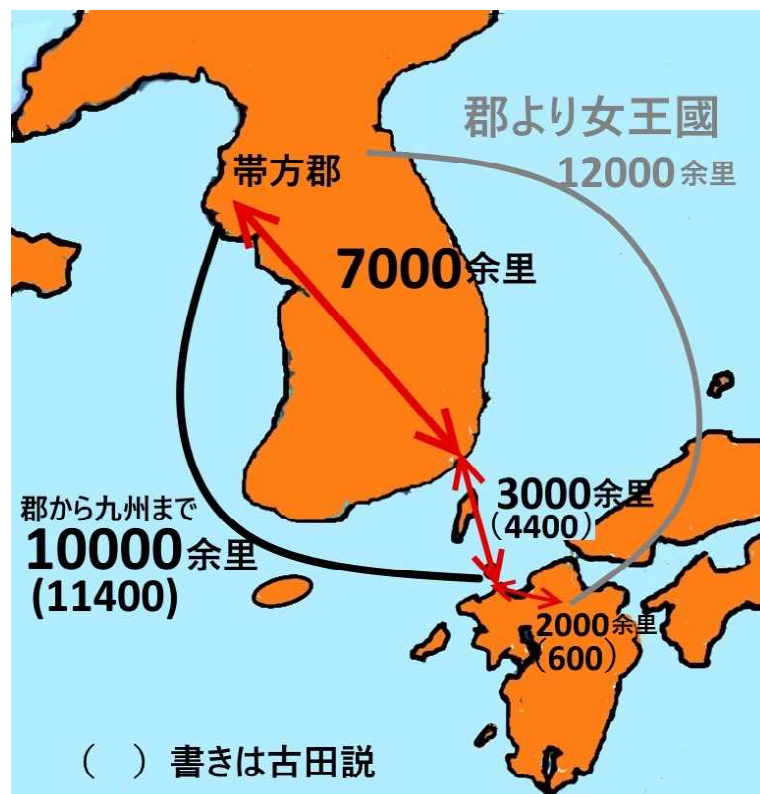
- ・從郡至倭，循海岸水行，歷韓國，乍南乍東，到其北岸狗邪韓國，七千餘里
郡より狗邪韓國まで七千余里
- ・始度一海，千餘里至對馬國。・・・＜中略＞・・・方可四百餘里
始めて海を渡ること一千余里で對馬國に至る。方四百余里ばかり。
- ・又南渡一海千餘里，名曰瀚海，至一大國・・・＜中略＞・・・方可三百里
また南に一海を渡ること一千余里で一大國に至る。海を名付けて曰く渤海という。
方三百里ばかり。
- ・又渡一海，千餘里至末盧國
また一海を渡ること一千余里で末盧國に至る。

（中華書局版『三國志』、854頁）

帯方郡から九州に上陸するまで7000余里+1000余里+1000余里+1000余里で合計10000余里です。九州に到達してからあとは最大でも2千余里です。それは朝鮮半島から九州までの距離の3分の2です。

したがって、女王國は少なくとも北部九州にあります。子供でも分かる算数ですが、これを笠井説は全く考慮されず、その考察について放棄しているのです。

帯方郡から女王國までの関係を図示すれば次のとおりです。



なお、古田説では、對馬國の方角四百餘里と一大國の方角三百里について古代中国の算術に従い、それぞれを正方形の縦横と考察し、400里+400里と300里+300里の計1400里を3千里に加算し、朝鮮半島から九州まで4400里となりますので、7000余里とあわせて九州まで11400余里を費やしており、これを12000余里から差し引きし、九州内の行程は、残りの600里として北部九州に女王國があると主張されています。

いずれにしても、北部九州に女王國が位置することは揺るぎません。

さらに、笠井説では、この大前提である距離を無視したうえで、女王國への行程については、「南」とある方角を「東」に改変したうえで自らの主張する行程が妥当であるとしています。自らの主張に合うように原文を無視や改変すれば、どこへでも好きなところに女王國を比定できます。

これらの大前提を無視・改変して邪馬壹國を畿内に仮定した笠井説は破綻しています。したがって、この仮説の上に仮説を加えても何ら意味をなしません。

4 卑彌呼は百襲姫命か

笠井説は、大前提である女王國への里程について全く留意されていないので、あとの論理は話題にするべくもないのですが、一応、笠井説を確認しましょう。「卑彌呼の冢墓と箸墓」の論考の「二 墳墓築造に関する志・紀の記載」の終わりに次のとおり記します。

魏志に於ける卑彌呼の冢墓に関する記載は、実に志那史籍中、倭人の墳墓築造に関する唯一の特殊的記載である。而して我が日本書紀に於ける百襲姫命の御墓に関する記載もまた、我が国史中、墳墓築造に関する唯一特殊の記載である。而してその規模の壮大な事もまた両者よく匹敵してゐるのである。されば所謂卑彌呼の冢墓とは、即ち所謂百襲姫命の御墓である箸墓を指したものでなからうかといふ疑は、自然に生ぜざるを得ないのである。・・・・＜中略＞・・・・

既に年代の一致あり、人物事績の一致あり、而してまた墳墓に関する記載の合致を見る。卑弥呼即ち百襲姫命であることは、愈々決定的であるといふべきである。

(『考古学雑誌』32-7、笠井新也著「卑弥呼の冢墓と箸墓」、以下笠井の出典は同じ)

要するに、笠井説では卑弥呼を百襲姫命に見立てています。こうして見ると、いかにも箸墓古墳が卑弥呼の冢であるように思われます。

しかし、先に示したとおり、この仮説は大前提である邪馬壹國の比定が間違っており、笠井説のように卑弥呼の冢を近畿に求めようとするのは無理があると私は思います。

5 墳形

続いて「卑弥呼の冢墓と箸墓」の論考の「五 墳形の問題」において次のとおり記します。

橋本博士等の主張は、要するに、「径」とあるから円墳であるといふのである。併しこの主張には、大きな無理があると思ふ。「径なる文字は常に円形の大きさを示す場合に於てのみ使用せらるゝ」といふのは先づ可いとしても、(これにも異議はあるが如く差へえる)、それだからといって、径とあるから円墳であるとは、如何して云へるのだろうか。例へば、「径八寸の鏡」とある場合「これは径とあるから円鏡である、断じて柄鏡ではあり得ない」といへるだろうか。……<中略>……方円式古墳の前方部は、勿論鏡や団扇の柄部とは、その形態・意義に於て相違するけれども、その主要部に対する附属的施設であることに於いては同一である。

橋本博士とは、邪馬壹國九州北部説を主張する東洋史学者の橋本増吉(1880～1956年)であり、「必ずしも事実上卑弥呼の冢が円塚なりしことを確証するものではないといふ異論も生じ得ることであろうが、たとひその異論を許すとしても、だからといって卑弥呼の冢墳が前方後円墳であったといふ何等の確証も存在しない」(『史学』2-3, 4、「邪馬臺國の位置に就いて」とされます。事実、『魏志』倭人伝の記事をもって円墳の可能性は大いにありますが、前方後円墳とは認められません。

これに対して、笠井は「径」が円形を示すのはわかるが、円墳とはいえないであろうとされます。そして墳形について、鏡に例えて、径とあれば円鏡とは言えず、柄鏡の場合もあるのではないかと、柄鏡の柄と前方後円墳の方部とは附属的という意味では同じであるから、前方後円墳の円部だけを指して「径」と言えるだろうとします。この笠井説は学者とも思えない屁理屈の仮説です。鏡の大きさの事例について『記紀』でも『三國志』でも鏡を径で示した記事はありません。まったくの空想の設定であり当を得ていません。あえて鏡の大きさを示す例としてあげるとすれば、『日本書紀』にある「八咫鏡(やたのかがみ)」と『古事記』の「八尺鏡(やたかがみ)」があります。「八咫鏡」と「八尺鏡」は同じもので三種の神器のひとつであり、「八咫」や「八尺」については、大きいを意味する説と円周をあらわすとの説があります。

しかし、いずれにしても八咫鏡(八尺鏡)は「径」ではあらわされておらず、しかも柄鏡でもありません。笠井はもっともらしく記すものの、具体的に記された事例がない架空の想定を述べて、難癖をつけているとしか思えません。

さらに鏡の柄と前方後円墳の方部はともに附属的とする笠井の主張もおかしいでしょう。古墳の方部と円部を切り離して、方部を附属的とするのは笠井の概念であって、その考えは正しくないと思います。鍵穴型や壺型とされる古墳の円部と方部は一体的であって、方部を附属的とするのは全くの個人的解釈です。

したがって、笠井説は妥当性を欠くと思います。

さらに、同書には、次のように記されています。

一体墳墓の形式をやかましくいふのは、考古学者の事であって、考古学者ならぬ者につては、それが円式であらうと、方式であらうと、乃至は方円式であらうと、何等関心すべき問題とはならないのである。我が記録・風土記以下の国史・雑史の類を仔細に検閲しても、古代墳墓に関する記事は少なくないが、而も方円式古墳の形態を彷彿するが如き記載は皆無であることを見ても、思半に過ぎるものがある。されば、彼の魏代の史家に、卑弥呼の冢墓に関する資料を提供した者が、倭人であつたにせよ、韓人であつたにせよ、或いはまた魏人であつたにせよ、その報告者その者が既にその形式に就いて関心をもつてゐたかどうかは疑問であり、仮令関心をもつてゐたとしても、それを忠実に伝へたか否かは更に疑問である。況やそれを更に伝聞して記載した魏志或は魏略等の編者が、卑弥呼の冢墓の形式に就いて、明瞭な知識を持つてゐたか否やは、愈々疑問である。

要するに、素人は古墳の形には関心が無いし、史料の編者が卑弥呼の冢の形に関する知識を持っていたのかは疑問であるとされます。しかし、こうした疑問はすべて笠井の想像で述べられているにすぎません。素人であろうと古墳の形状に関心があったかもしれませんし、関心が無くても知っていたかもしれません。報告者は忠実に伝えたかもしれませんし、史料の編者は古墳に関する知識を十分に持っていたかもしれません。笠井のいう疑問は、そうかもしれないしそうでないかもしれないといった類のもので有意義ではありません。

また、『記紀』等の記事には方円式古墳の記述が皆無であることをもって前方後円墳の形状は特記されないという考え方はいかにも短絡的です。『記紀』編者にとって前方後円墳を十分に承知しているのでその形状を特記されないこともあるでしょうし、逆に『記紀』に記されている古墳は前方後円墳ではないから特記されていないなど、多種多様な考えの可能性のあることを理解すべきでしょう。

中国史書では、墳墓の大きさについて周縁部の長さを示したり、縦と横の各々の長さ、さらには高さを示しています。万一、卑弥呼の冢が前方後円墳であつたとしたならば、「径」で示さず、中国史書と同様の記述方法で大きさや形を示すことができたはずですが。

なぜ卑弥呼の冢を表現するのに「径」の語句を使用したのか、また、古墳形状を「径」のみで示し、それ以外には何の修飾語も付加されていないのか、笠井はそれらの点に留意すべきであつたと思います。

『魏志』倭人伝では、倭人の生活や風習を詳細に記しています。関心があるとかないとかの問題ではなく知りえたことを書いているのだと思います。もし『魏志』倭人伝の記事そのものを笠井が疑問視し信用しないのであれば、卑弥呼の冢を論ずる以前の問題です。

また、卑弥呼の冢の規模について、同論考の「四 卑弥呼の冢墓としての箸墓」の冒頭に次のとおり記します。

卑弥呼即ち百襲姫命であるとすれば、現に百襲姫命の御墓として伝へられ、同命の確実な御遺跡として、宮内省の管理に属する大市墓、即ちいはゆる箸墓古墳は正に魏志にいはゆる卑弥呼の冢墓でなければならない。然らば現存するこの箸墓古墳の規模は、果して魏志の記載によく合致するか如何。これが最後に残された問題である。

そして、この見出しの最後に次のように記します。

今、この規模によって、箸墓古墳の円丘の直径一五〇米を歩数に換算すると、ちやうど百四歩半となる。即ち魏志の「百余歩」に対して、あまりにもよく合致するのに驚かされる。……＜中略＞……

されば箸墓古墳の規模は完全に魏志の記載に一致するものであって、既に文献上の合致ある上に、今、またこの遺跡の一致を見るのである。卑弥呼の冢墓即ち百襲姫命の墳墓であることは、愈々妥当性を加へるものと言へよう。

これまで述べたとおり、笠井は前方後円墳である箸墓古墳の円部のみを対象として、百襲姫命の墓すなわち箸墓古墳を卑弥呼の冢であるとされます。ここでも勝手に前方後円墳の円部だけを卑弥呼の冢の対象とするのです。まったく好き勝手の論法です。

私が、これほど笠井新也の論考にこだわるのかといえば、多くの学者が、この根拠が希薄である笠井説にもたれて、箸墓古墳を卑弥呼の冢に比定しているのを是認し、笠井説があたかも正しいかのように報道されているからです。

卑弥呼の冢が前方後円墳でもかまわないという風潮の原因を作ったところに私は大いに問題があると思います。

6 「冢」と「墳」

「冢」と「墳」の文字の現代における意味の違いについて、『広辞苑』で確認します。

『広辞苑』第四版では、「冢」は「土を高く盛って築いた墓、また単に、墓のこと」とあり「墳」は「土を盛り上げた墓」とします。

また、古代における各々の意味について、最古の部首別漢字字典『説文解字』（西暦100年成立）にて確認します。次のとおりです。

冢：高墳也。从冫豕聲。（中國哲學書電子化計劃、5783頁）

墳：墓也。从土賁聲。（同、9095頁）

陵：大冢也。从冫夂聲。（同、9569頁）

冫：大陸，山無石者。象形。凡冫之屬皆从冫。（同、9568頁）

「冢」は、高い墳を意味し、文字は「冫」と「豕」から成り「冢（ちょう）」が声音とあります。「冢」が本字で「塚」は、その異体字です。「从」は従の正字です。

つまり『説文解字』においては、「冢」は高い墳で、墳は墓を意味しますから、「冢」はすなわち高い墓です。

一方、「墳」は、墓とあります。「土」と「賁」から成り「賁（ふん）」が声音とあります。墳には、「高い」や「大きい」の意味はありません。

なお、「陵」は、「大きな丘」を意味し古代も現代も意味に変わりはありません。

区分	説文解字（古代）	広辞苑（現代）
冢	高墳也 （高い墓）	土を高く盛って築いた墓、また単に、墓のこと
墳	墓也 （墓）	土を盛り上げた墓

「冢」は、古代には、高い墳に意味が限定されていたのですが、近代では単なる墓も指すように意味に広がりができたようです。これに対して「墳」は、古代には単なる墓であったのが、土を盛り上げた墓に意味が限定されたようです。

いずれにしても「高く盛った」のは「冢」の方です。したがって、古代における文字の意味としては、「冢」の方が「墳」より小さいとはいえません。むしろ「冢」は、土が高く盛られていた墓のようです。

「冢」は、棺を納める程度で足りるから、あまり高くないという森浩一や宝賀寿男の主

張は、一般論としては十分に理解できます。しかし、だからといって、あまり高くなかったという推論には不満です。「墳」は、単なる墓を意味するのに対して「冢」は高い墓の意味であったので、むしろ「冢」の方が「高い」という意味合いが強いように思います。

私は、笠井説には全く賛同しませんが、「径百余歩」の「歩」は「長歩」であると思いますので、「百余歩」を150m程度と考えています。

一般的には150mの円墳は九州に発見されていないから、近畿の前方後円墳に求めようと思いますが、まるで理にかないません。

九州に卑彌呼の冢に比定される大きな円墳の発見の可能性があると思ふべきでしょう。

『万葉集』に掲載されている「朱鳥年号」

瀬戸市 林 伸禧

はじめに

『万葉集』に掲載されている「朱鳥年号」は表1のとおり『日本書紀』の暦から一年ズレている。今回、これと同様に一年ズレている資料が判明したので報告する。

1 『万葉集』の朱鳥年号

『万葉集』朱鳥年号を『二中歴』及び『日本書紀』との関連を年表形式にして表示すると別表1のとおりである。『二中歴』の年数に合わせて記述すると、年干支及び記事内容が1年繰り上がることとなり、逆に『日本書紀』の記事に基づいて記述すると朱鳥年数が1年繰り下がることとなる。

2 『下総国舊事考』*1の大化5子年

(1) 文献

『下総国舊事考』6 卷十一 金石

矢作村熱田社酒甕識

大化五子 年

二月十日

〔里正富山氏云。近年佃戸鉏熱田祠傍畠得土甕入其鑄字如レ斯。

按大化五年。史文値レ酉。而鑄レ子。不レ知孰是。〕

(『下総国旧事考』19頁ウ)

(2) 干支

大化年号は、孝徳紀及び持統・文武紀に存在する。内十二支の「子」に該当するのは次のとおりである。

① 孝徳紀：「大化元年乙巳～大化五年己酉」で「子」に該当する干支は存在しない。

② 持統紀：「持統二年戊子（686年）→『二中歴』朱鳥三年戊子

③ 文武紀：「文武四年庚子（700年）→『二中歴』大化六年庚子

このことから、「大化五年庚子」となり、『二中歴』と比較して一年ズレている。

これは、『万葉集』左注での朱鳥年号と同様である。その状況は別表1を参照されたい。

*1 『下総国舊事考』：清宮秀堅（弘化2年（1845年））著、活字本出版：明治37年（1904年）。

表 1 『万葉集』(左注)・『日本書紀』(持統紀) 記事の期日比較表

区分	万葉集(左注)			日本書紀	二中歴
	歌番	見出し	記事	記事	書紀との比較
1	4 1 6	大津皇子、 被死之時、磐余 池陂流涕御作歌一首	右、藤原宮 朱鳥元年冬十月。	朱鳥元年九月戊戌朔辛酉 殯于南庭 即發哀 当是時 大津皇子謀叛於皇太子	朱鳥元年丙戌
2	3 4	幸于紀伊国時、 川島皇子御作歌 (或云、山上臣憶良 作)	日本紀云、 朱鳥四年庚寅 秋九月、 天皇幸紀伊国也。	持統四年(六九〇) 庚寅 九月乙亥朔丁亥、 天皇幸紀伊	朱鳥五年庚寅
3	1 9 5	柿本朝臣人麿 反歌一首	日本紀云、 朱鳥五年辛卯 秋九月己巳朔丁丑、 浄大参皇子川嶋薨。	持統五年(六九一) 辛卯 九月己巳朔丁丑 浄大参皇子川嶋薨	朱鳥六年辛卯
4	4 4	石上大臣從駕作歌	右、日本紀曰、 朱鳥六年壬辰 春三月丙寅朔戊辰(中略) 辛未 天皇不從諫逐幸伊勢	持統六年(六九二) 壬辰 三月丙寅朔戊辰 辛未 天皇不從諫逐幸伊勢	朱鳥七年壬辰
5	5 0	藤原宮之役民作歌	右、日本紀曰、 朱鳥七年癸巳 秋八月、 幸藤原宮地。	持統七年(六九三) 癸巳 八月戊午朔、 幸藤原宮地	朱鳥八年癸巳
6			八年甲午 春正月、 幸藤原宮。 冬十二月庚戌朔乙卯、 遷居藤原宮。	持統八年(六九四) 甲午 春正月乙酉朔乙巳、 幸藤原宮。即日遷宮 十二月庚戌朔乙卯 遷居藤原宮	朱鳥九年甲午

※ 歌番 4 1 6 での朱鳥元年には、年干支が記述されていない。

3 『皆山集』*1の朱鳥二年八月北

(1) 文献

土佐之国史料類纂『皆山集』第1巻 宗教編(1)－第二章 神社志一四 土佐郡

七十八 天満宮(塩江村)

天満宮社傳記

……

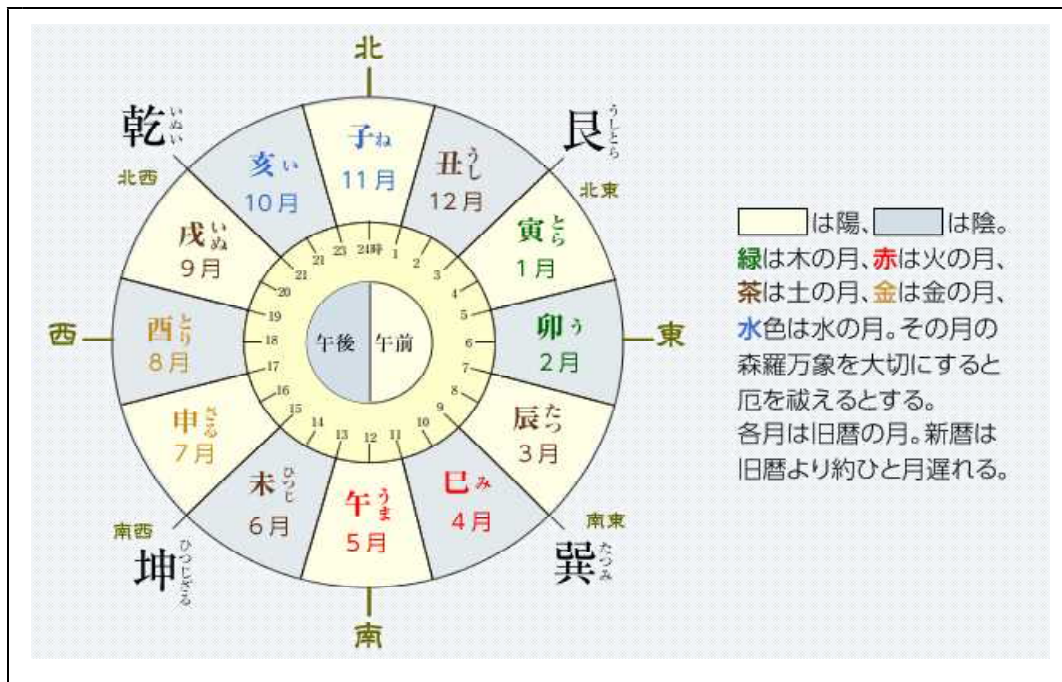
**吾社に昔より言傳ふるには上にいふことく可畏けれと御神体の御劍御鏡の事にて
御劍銘に朱鳥二年八月^本北 神息とみゆ**

(土佐之国史料類纂『皆山集』第1巻、356頁)

「北」の方位干支は、十二支の「子」である。この記事の「子」は、「日干支」又は「年干支」のいずれであるかを検討した。

*1 『皆山集』: 松野尾章行著、また、松野尾章行は明治26年2月23日に塩江八幡宮の宝刀をみて銘文を確認している。(土佐之国史料類纂『皆山集』1巻、358頁)

十二支と方位の関係図



インターネット索引：「暮らし歳時記」・十二支と方位

① 「子」：日干支の場合

朱鳥二年（持統元年）八月の朔干支は「壬辰」である。そして「■子」となるのは「庚子（九日）、壬子（廿一日）」の何れかであり、特定できない。

② 「子」：年干支の場合

「朱鳥二年」は「戊子年（持統二年）」である。『二中歴』と比較して一年ズレており、『万葉集』左注での朱鳥年号と同様である。その状況は別紙1を参照されたい。

(2) 考察

このような事例は初出である。また、何故、「北」と記述したか不明である。「北」を十二支の「子」と解釈^{*1}したが、筆者の解釈について論評があれば是非御教示下さい。

4 一年ズレについての考察

『万葉集』の朱鳥年号記事に対して年数が1年遡っている。（1年繰上がっている。）また、干支が1年繰下がっているともいえる。

このようなことが起こった理由として

- ・九州王朝が使用していた暦で記述していた。
- ・持統四年の元嘉暦と儀鳳暦の併用（切替）による混乱によって生じた。

などが考えられると、筆者は思っている。

今後、一年のズレがある文献が他に存在するか確認する予定である。

^{*1} 別役政光氏の示唆による。別役氏は、「この解釈も確証はなく、年号の干支の意味で使用された例を知らない。」と述べておられるが、筆者は敢えて「北」を「子」と解釈し会員諸氏のご意見を伺うため記述した。

5 世紀頃の毛野王朝の存在を探る

一宮市 畑田 寿一

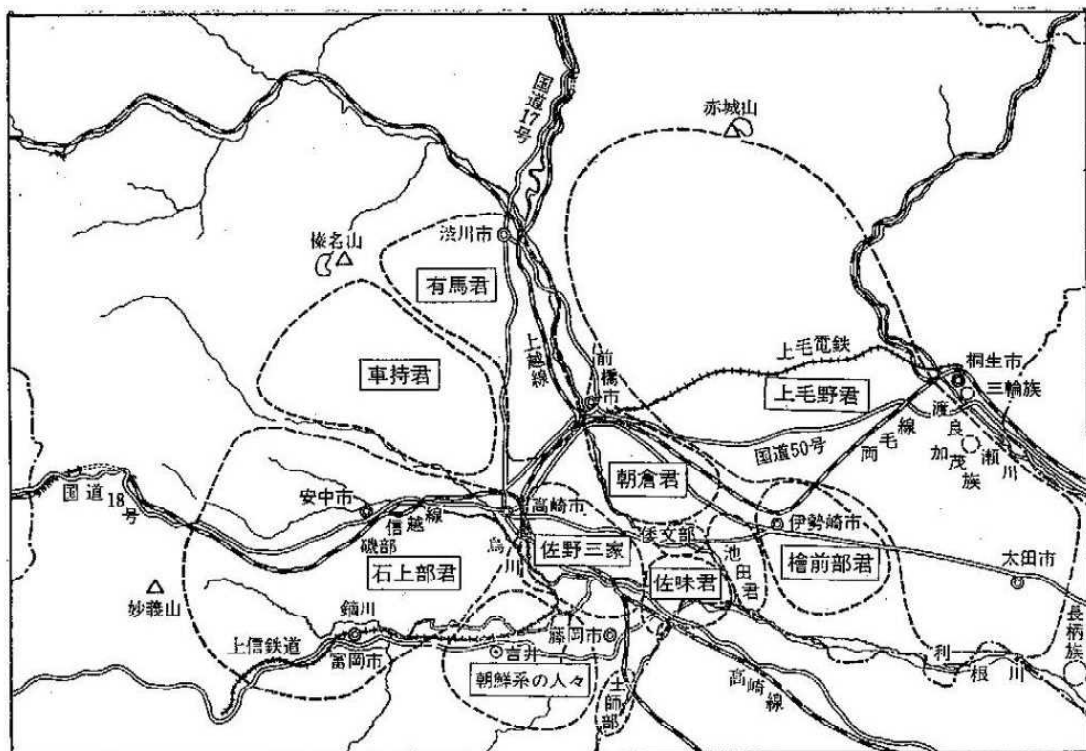
九州王朝と同様に東国に毛野王朝があったとする説は昔からあったが、存在するデータの少なさから論議できる状態になっていなかった。その中で、2003年に古田武彦氏は『関東に大王あり』(新泉社)を発売した。2008年テレビ東京が「新説! ? 日本ミステリー」の番組の中で「日本王国」を取り上げたのが切っ掛けで関東地方の皆さんが興味をもち、一時期インターネットを賑わしていたが現在は下火になっている。2011年にムック社が『季刊考古学』で「古墳時代・毛野の実像」を特集して、今までの研究成果を多方面に亘り集大成した冊子を発行した。今回、これらの史料に教示を受けながら、改めて毛野王朝実在の可能性を眺めてみたい。

1 毛野地方の歴史

毛野地方は関東平野の北部で利根川や渡良瀬川流域を指し、上毛野(群馬県)と下毛野(茨城県)に大きく分かれる。近くには縄文時代の岩宿遺跡(群馬県みどり市)もあり、古くから人が住み着いていた。

『日本書紀』では、崇神天皇期に四道将軍の大彦命が大和からやって来たとき、その末裔が住み着き毛野氏となり、転入者(渡来人)を順次受け入れ成長していったとしているが、渡来人が取って替わったとする説(関口功一氏説)もあり、はっきりしない。いずれにしても5世紀後半には群馬県を中心とした「上毛野氏」と栃木県を中心とした「下毛野氏」に分かれて、周囲の豪族の盟主になっていた。

2 5 世紀中頃の大和王朝



上毛野国主要豪族分布推定図(尾崎喜左雄氏作)

通説では「雄略天皇期（456～478年）に日本全国が大和王朝に支配されており、関東も同様であった」としており、その証拠として次の項目を挙げている。

- ① 稲荷山古墳の鉄剣（471年）の銘にワカタケル（雄略天皇）の杖刀人として大和に派遣されていた記述がある。
- ② 九州の江田船山古墳にも同様の記述がある鉄剣が出土している。
- ③ 雄略天皇十一年の条に信濃国と武蔵国の直丁が天皇の悪口を言って鳥養部^{とりかいべ}にされた記事がある。この時代から各地から大和に農民を徴発する制度があった。
- ④ 関東もこの時代には前方後円墳になっており、これは大和の影響が及んだ証拠である。
- ⑤ 神功皇后期に毛野の祖の「荒田別」が新羅征伐に派遣されており、そのほかにも大和朝廷のために活躍した武将は多い。

3 通説に対する疑問

上記の通説に対していくつかの素朴な疑問がある。

- ① 毛野の中心地であった太田天神山古墳はこの地方の最大規模（210m）で、長持形石棺は通常大王のものとされるが、構築時期が5世紀中頃とされている。その他、浅間山古墳（5世紀初）、船塚古墳（5世紀後半）など大規模な古墳が作られた時期でもあり、本当に大和王朝の支配下にあったと言えるか。
- ② 装飾付太刀は大和王朝が地方氏族の服従のしるしに配ったものとされているが、この地方では6世紀後半から始まっている。また、近畿地方で配った太刀とは握り部分の種類が違う。
- ③ 雄略天皇期の日本書紀では河内など大和の近隣の国の事柄しか記述がなく、東国の記述はまったく無い。
- ④ 雄略天皇十一年の条の徴発された農民の話の「直丁」は元来律令制の中の職掌であり、この時代に現れること自体に疑問がある。
- ⑤ 「荒田別」一族は応神十五年（404年）にも百済に派遣され、王仁を連れ帰っているが、当時の状況から必ずしも大和王朝が派遣したとは言えない面がある。

4 遺跡・出土品からみた考察

（1）稲荷山古墳の鉄剣銘

通説では「**獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時**」を（ワカタケル大王の宮、シキの宮に在る時）と読み、大和の泊瀬朝倉宮^{はつせのあさぐらのみや}にあてているが名前が違う。「寺」の意味は大漢和辞典（棚橋轍次編）に拠ると「つかさ、やくしょ」の意味としており、西の九州に「大宰府政庁」があるのに対して東の毛野には「シキの宮」があるとも考えられる。

地元の皆さんの研究によると「志木市」（稲荷山古墳から40km）か「栃木県藤岡町字磯城宮」ではないかとしており、古田武彦氏もこの地の大前神社の再建碑文の中に「磯城宮」があること示している。

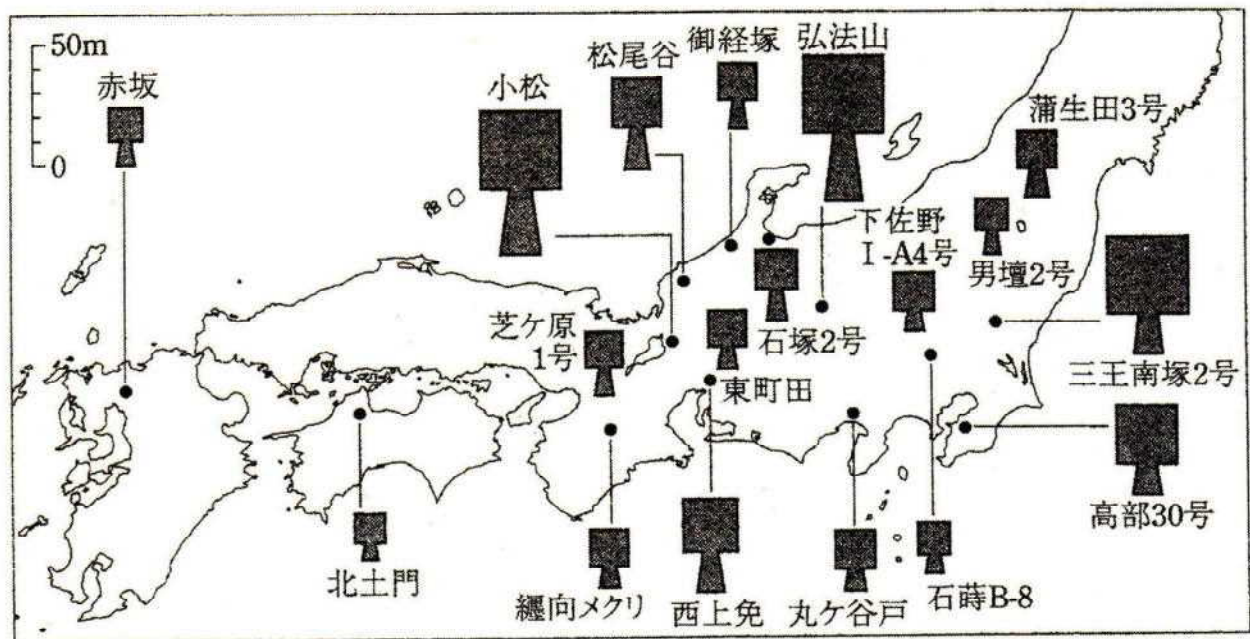
また、古田武彦氏は「ワカタケル」を「カタシロ」と読み、毛野の大王としている。しかし、「シキの宮」の存在を示す発掘がされない限り仮説の域を超えない。何かの証拠が発見されれば通説の見直しは必至であり、今後の調査が期待される。

刀剣の裏には8代に亘る系図が示されており、最初の「オホヒコ」は崇神天皇期の四道将軍の大彦命のこととされているが、1代あたり15年程度とすると100年前のことになり年代的にも合致する。このことから四道将軍は実在したと考えてよく、刀剣の製造時期も5世紀中頃と考えてよい。

(2) 前方後方墳

前方後方墳は3世紀後半に尾張地方で始まり、関東平野には4世紀初めから5世紀初めまで作られた。これは近畿よりも日本海側や尾張との交流の方が盛んで、越—尾張—甲斐—関東ルートや、越—信州—甲斐—関東ルートで物資が運ばれていたことを意味する。この時期、毛野は尾張を含めた東国文化圏にあり、出土する土器も尾張系のものが多い。毛野は独立した政治体制をとっていたと思われる。

5世紀中頃に入ると前方後円墳が中心になり、関東で最大の規模(210m)を誇る太田天神山古墳も前方後円墳である。この時期から徐々に大和の影響を受けるようになったが、大王の存在を示す長持形石棺を出土しており、大和朝廷の支配を決定つけるものではない。



初期の前方後方墳の分布 (寺沢薫, 2000)

(3) 装飾付太刀

装飾付太刀は毛野地方では70本以上出土しており、いずれも6世紀後半以降の作とされている。大和付近では大和王朝が従属のしるしに地方の豪族に与えたものとされている。大和周辺では柄が環頭になっている太刀が一般的であるが、毛野では頭椎が多く、下賜した人物が違ふと思われる。いずれにしても上下関係の成立を意味するものであると考えてよく、その時期は6世紀後半と考える必要がある。

(4) 鈴鏡

この地方の独自の文化として鈴鏡がある。これは鏡の周囲に鈴を付けたものであり、同様の鏡は北九州から東北まで幅広く分布するが、なぜか近畿地方には少ない。毛野地方では5世紀から6世紀の古墳から出土しており、独自の政治的権力の存在を示すものと考えられている。

用途は馬具の一部とする説と巫女の埴輪にこれを腰につけたものがあることから宗教用祭具とする説があるが、出陣時のお守りと考えた方が良さそうである。いずれにしても外国には例が無く我が国独自のものであり、大和とは違った文化が存在した。

5 東国の渡来人

6世紀頃から東国への朝鮮半島からの渡来人の入植が活発化する。

『古代東国と大和政権』（新人物往来社、1992年）を著わした森田梯氏によると、

（1） 6世紀後半 安閑期の屯倉設置に伴う入植。

（2） 7世紀前半 推古期の壬生部設置に伴う入植。

（3） 7世紀後半 百濟滅亡に伴う大量入植。

の3段階の入植があり、4千人～5千人規模になるとしているが、実際には数万人規模になったのではなかろうか。大和王朝や九州王朝は九州地区での反乱を防ぐ意味もあり、新羅や高句麗の渡来人を東国に移住させた。6世紀後半には大和王朝の指導の下、未開地に入植させ開墾した土地を屯倉として、地元豪族とは別の管理体制を築き上げて行ったと思われる。

6 綿貫観音遺跡（群馬県）

群馬県には全体で1万3千基に及ぶ古墳があり、この数は大和地方に匹敵するが、「綿貫観音遺跡」（6世紀）もその出土品からみて東国の特徴を現す遺跡である。

まず、切れ長の目の巫女の埴輪に注目が行く。服装の含め、明らかに朝鮮半島の女性の姿であり、出土した鏡も武寧王の墓から出土したものと同型である。多数の武器、馬の轡なども出土しており、明らかに渡来人を中心とした「軍事氏族」であろう。この時代、倭国は任那の復興のためにたびたび朝鮮半島に出兵しており、大和王朝や九州王朝の要請に応じて朝鮮半島に渡っていたと考えられる。「東国は大和王朝の支配が及ぶ6世紀になると兵士としての徴発が盛んになり、民衆は防人や朝鮮半島への派兵として狩り出された」とする説が多いが、綿貫観音遺跡を見る限り埋葬者は裕福な生活をしており、軍事も産業の1つとして定着していたことが窺われる。

7 東国の道路

東国と大和を結ぶ道は縄文時代からあったと思われるが、「駅」を整備した幹線道路は信濃国までは4世紀に結ばれ、武蔵国、上野国、下野国は7世紀後半にやっと整備された。このことは、5世紀後半には未だ大和との結びつきは少なかったことを物語っている。

8 まとめ

いくつかの事象を検証してみると5世紀の毛野は大和王朝と連帯関係にはあったが、支配関係にあったとは思えない。むしろ尾張などとの結びつきが強く、独自の体制をとっていたと考えられる。大和王朝との関係が強くなるのは6世紀の継体天皇期以降で、それまでは毛野王朝は存在したといってよい。稲荷山古墳の鉄剣（471年）の銘により雄略天皇の支配下にあったとする説も見直しが必要ではなかろうか。

6世紀になり、大和王朝の朝鮮半島への対応に伴い、軍事氏族のニーズが高まるにつれ、朝鮮半島から移り住んだ渡来氏族が台頭してきた。この好例が綿貫観音遺跡（群馬県）であろう。時代は少し下がるが「多胡碑」（群馬県）には、新たに多胡郡を作り、「羊」に支配を任せる旨の記述があるが、増大する渡来人への対応と考えられており、渡来人が濃厚な特殊な地域として発展を遂げた。

安閑天皇期（531～535年）に武蔵国造の笠原直使主と同族のかさはらのあたへおみ小杵を きが内紛を起し、大和王朝の干渉を許して土地を召し上げられる事件が発生したが、この頃から大和王朝の支配が本格化したと思われる。

中小路俊逸氏の「学問の方法」

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

中小路俊逸氏（1930 - 2006年）は、1987年（昭和62年）のシンポジウムで私の学問方法^{*1}について次のように述べている。古代史の勉強にあたり、参考になると思うので紹介する。

2 学問の方法と心得

1 対象を観察して、そこにあるものをそこにあるとし、そこにはないものをそこにはないとする。

文献で書いてあることを確認する。そこに何が書いてあるか、何が書いてないかを確認する。

2 その対象の提供する情報が真であるか否かの判断は、右のことののちに行う。

真否の判断は、予断を持って行わない。すなわち、前項で確認している間はあらかじめ特定の答えを用意し、その答えに合うか合わないかで真否を判断しない。

3 根拠を求め、論理に従って進み、何らかの答えに到達するまでは、答えを持たない。

根拠があつて、論理があつて何らかの答えが出る。なお、確実な答えが出ない場合には、そこで止って無理して答えを出さない。

4 以上の手順が守られたかどうか、可能な限り反復検討する。

答えが出たとしても、何度でも反復検討、絶えず洗い直せるようにする。

5 反復検討を進めていく過程のなかで、絶えず心をくぼらなければならないいちばん大事な こと、それは自分がいったん到達した帰結にとって、もっとも都合の悪いものの発見と、それについての検討、これである。

答えが出たとしても、それを根底からくつがえすようなものがあるかないか、あるとすれば 何処にあるか検討する。

6 ある範囲のことだけやっていたのでは、その範囲のことはわからない。

Aという範囲のことを知ろうとすると、Bという範囲のことを知る必要が生じる。そこでBの範囲のことを調べていると、Cの範囲のことを調べる必要が生じる。そうやって進んでいるうちに、あるとき突然何事かが判明し、その結果、AのこともBの

*1 シンポジウム『倭国の源流と九州王朝』（新泉社、1990年11月）80～86頁

こともCのことも、総べて判明する。

7 権威あるものと事実とがあい反するときは、事実に従え。

「学問の方法」によって得た結果が、従来の見解と異なっている、得た結果に従うべきである。

3 筆者の見解

中小路が述べることは古代史を研究する者としての当然のことと思われる。特に、「ある範囲のことだけやっていたのでは、その範囲のことはわからない。」とは実感である。

古代逸年号を収集しているとき、それに関する事項も出来る限り収集している。それによって、思わぬ事が判明することがたまにある。また、古代逸年号を収集して全体を俯瞰して判明したことがある。

事例として、年代記類は2系列に分類されることである。そして各々の系列の「白雉、白鳳、大化」年号の一部が重複していることを知らず、年代記類を書写する時、書写者の知見により改変した行為が判明したことがある。

前回の例会の内容

■ 卑彌呼の家

名古屋市 石田泉城

卑彌呼の家に関する通説の問題点や新たな視点を述べた。

■ 4世紀の尾張北部の邇波氏と大和朝廷

一宮市 畑田寿一

邇波氏を通して尾張地方と大和朝廷の関わりを探った。箸墓古墳は祭祀の場より大和と尾張・美濃等との交易品市場の性格が濃いとした。

■ 『魏志』倭人伝の投馬国

名古屋市 石田泉城

投馬国は女王国より北に位置し、かつ郡から水行二十日にあることなどから郡より水行でのみ行ける済州島にあたるとした。

■ 古写本「九州年号」(『襲國偽僭考』)(1)

瀬戸市 林 伸禧

古田説において別系列とする年号は『和漢年契』と同一名である。同じ権力内で時期・通用期間が異なっている同一名の年号の使用はあり得ないとした。

■ 投稿締切り日 6月27日(水) 厳守

■ 投稿先 (編集担当: 石田)

furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

例会の予定

■ 例会の予定

- 1 日時 6月3日(日) 13:30~17:00
- 2 場所 名古屋市市政資料館 第1集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051
- 3 参加料 500円 (会員は不要)
- 4 交通機関
(1) 地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
(2) 名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
(3) 市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
(4) 市バス「清水口」、南西徒歩8分
(5) 市バス「市役所」、東徒歩8分
- 5 駐車場 市政資料館: 12台+α 収容(無料)

■ 来月以降の例会 7月8日、8月12日

■ サマーセミナーの予定

(日時・場所の変更の可能性あり)

日時 7月16日(祝) 午後

場所 愛知淑徳大学又は愛知淑徳高校
星ヶ丘駅から東へ徒歩5分

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡不要、遅刻・早退もかまいません。例会で発表する場合には資料を25部用意ください。
